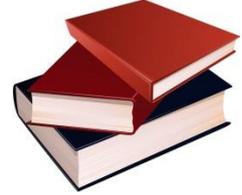




## ～約 40 年ぶりの大幅改正～



少子高齢化が進む日本にあって昨今【相続】というワードを TV や雑誌等でよく見かけるようになりました。急に我が身に起こるかもしれない相続。先日この相続に関連する民法が約 40 年ぶりに大幅に改正されることになりましたので、主な内容のうち 2 つを取り上げてご紹介いたします。

### ①配偶者の居住権を保護する制度

「**配偶者居住権**」とは、配偶者が引き続き自宅に居住し続けることを認める**法定権利**です。居住権の評価額は平均余命などを基に算出されます。高齢であるほど安くなることが想定されています。以下サンプルのケースでは、居住権を選択することによって配偶者の預貯金の相続分が 3 倍に増えています。現行の制度では固定資産税評価額等を基に算出した評価額で相続することになるので、改正後に比べると自宅そのものを相続することが大きな負担になることがよく分かります。固定資産税評価額とは固定資産課税台帳に記載された評価額で、固定資産税の納税通知書に添付されている課税資産明細で確認できます。また、市区町村の窓口でもご自身のみ閲覧も可能です。施行されれば選択するメリットが大きい為、活用される方が増えるのではないのでしょうか。

### ●配偶者の居住権を保護する制度のイメージ

例：相続人=妻と子、遺産=自宅（2,000 万円）と預貯金（3,000 万円）のケース

現行	妻の相続分→自宅（2,000 万円）, <u>預貯金 500 万円</u> 子の相続分→預貯金 2,500 万円
改正後	妻の相続分→配偶者居住権（1,000 万円）, <u>預貯金 1,500 万円</u> 子の相続分→自宅の負担付所有権（1,000 万円）, 預貯金 1,500 万円

### ②相続人以外の者の貢献を考慮する制度

現行の制度では、相続人以外の者（相続人の妻等）は、被相続人の介護を尽くしても遺言書がなければ相続財産を取得できませんでしたが改正案では一定の要件を満たせば相続開始後、相続人に対して金銭の支払いを請求できるようになりました。

報われないという心理的負担が改正によって解消される道筋が見えたので、大きな改正になったのではないかと思います。

私も北野会計事務所に入所するまでは考えもしなかった分野ですが、急速に身近な事に感じるようになりました。今回は一部となりましたので、追ってその他の改正内容も紹介できればと思います。

（文責 岡崎優一）